

豊田市ささえあいネット実施要綱

～みまもりほっとパーキング事業～

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊田市ささえあいネット～みまもりほっとパーキング事業～（以下「パーキング事業」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 高齢者見守りほっとライン 豊田市ささえあいネット実施要綱～高齢者見守りほっとライン～に規定する事業をいう。
- (2) 協力者 高齢者見守りほっとラインの趣旨に賛同し、かつ、高齢者見守りほっとライン実施要綱第4条に定めた「豊田市ささえあいネット同意書」又は当該実施要綱第5条に定めた様式において、パーキング事業に協力意思を示した事業所をいう。

(実施内容)

第3条 このパーキング事業は、高齢者見守りほっとライン実施要綱第3条に定める対象者を支援するために必要な戸別訪問等において、駐車スペースを協力者が第4条に定める者へ無償で提供するものである。

2 前項については、次の各号のいずれにも該当しない場合に協力を得るものとする。

- (1) 訪問先の駐車場
- (2) 公共機関の駐車場
- (3) 警察署長の駐車許可による駐車場
- (4) その他、適切な駐車場と思われる場所

(利用者)

第4条 この事業を利用する者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 豊田市職員（特別任用職員及び非常勤特別職を含む）
- (2) 豊田市が実施すべき事業を委託している委託先職員
- (3) その他、市長が必要と認める者

2 前項第1号及び第2号については、当面の間、福祉行政に携わる者とする。

(協力者の登録等)

第5条 市長は、高齢者見守りほっとライン実施要綱第4条に定めた「豊田市ささえあいネット同意書」において、パーキング事業に協力意思を示した者を協力者として登録する。

2 前項において、従前の「豊田市ささえあいネット同意書」を提出している者が、さらにパーキング事業に協力意思を示す場合は、「豊田市ささえあいネット同意書～みまもりほっとパーキング事業～（様式第1号）」を市へ提出する。

3 前項の協力者が提供する駐車スペースは、「豊田市ささえあいネット駐車条件報告書～みまもりほっとパーキング事業～（様式第2号）」で提出された内容に基づくものとする。

4 協力者の登録状況については、市が一覧表を作成し、前条に規定する利用者へ情報を提供する。なお、利用者はこの一覧表の管理を徹底し、目的外使用や転売等を行ってはならない。

- 5 前項の登録内容に変更があった場合は、速やかに「豊田市ささえあいネット駐車条件報告書～みまもりほっとパーキング事業～（様式第2号）」を市へ提出するものとする。
- 6 同一敷地内で複数の事業者が駐車スペースを共用している場合又は駐車スペースの区分けが不明瞭な場合は、「豊田市ささえあいネット同一敷地内事業所報告書～みまもりほっとパーキング事業～（様式第3号）」を提出すること。また、上記の条件を満たさない場合は提出の必要はないものとする。
- 7 高齢者見守りほっとライン実施要綱第4条第4項から第6項に基づいて、協力者等から申し出があった場合には、このパーキング事業も同様に読み替えるものとする。
- 8 協力者は諸事情によりパーキング事業のみを辞退する場合は、速やかに「豊田市ささえあいネット辞退届～みまもりほっとパーキング事業～（様式第4号）」を市へ提出するものとする。

（守秘義務）

第6条 協力者及び利用者は、事業の実施に当たり知り得た駐車スペース情報及び個人情報等を目的以外に利用し、又は漏らしてはならない。協力者でなくなった後も同様とする。

（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第5条第1項から第4項の規定による必要な手続きその他の行為は、この要綱の施行の日前においても、この要綱の規定の例により行うことができる。
- 3 公布の日前に、高齢者見守りほっとラインの事業趣旨に賛同し、同意書の提出を行っている場合は、「豊田市ささえあいネット同意書～みまもりほっとパーキング事業～（様式第1号）」により協力意思を示すことで、高齢者見守りほっとライン実施要綱第4条に定めた「豊田市ささえあいネット同意書」を改めて提出する必要はないものとする。

附 則

この要綱は、令和2年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。